

事業者の皆様へ！

## 産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告書等の 提出をお願いします！

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。以下同じ。）を排出し、産業廃棄物の収集運搬・処分を他者に委託した場合は、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付することとなっており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項及び同規則第8条の27の規定により、前年度1年間において交付したマニフェストの交付等の状況報告書を、毎年6月30日までに提出することとなっています。

**令和3年度中に、青森市内の事業所または工事現場等でマニフェストを交付した実績がある場合は、下記により提出くださるようお願いします。**

※青森市外の場合は、その区域を管轄する都道府県知事または政令市長に提出となります。

### 【報告の対象者】

事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（中間処理業者を含む。）で、マニフェストを交付した事業者

※ 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが開設している電子マニフェスト制度を利用して交付したマニフェストについては、同センターから報告されることとなりますので、電子マニフェスト利用分については報告不要です。

※ **令和3年度中にマニフェスト交付の実績が無い場合は、報告不要**です。

【今年度の報告期限】 令和4年6月30日（木）必着

【今年度の報告の対象期間】 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間

【報告書類】 様式第三号「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」（法定様式）

※ 様式は、青森市ホームページ内に掲載してありますのでご活用ください。  
（「青森市 マニフェスト」で検索）

【提出部数】 1部

※ 郵送、持参での報告書（紙）提出のほか、メールでも受付しております。

※ USBメモリーでの提出は不可とさせていただきますのでご注意ください。

なお、上記【今年度の報告の対象期間】において、産業廃棄物の排出量が合計1,000トン以上（特別管理産業廃棄物にあっては50トン以上）だった事業場を青森市内に設置している事業者は「産業廃棄物処理計画書」又は「特別管理産業廃棄物処理計画書」の提出が必要となります。詳しくは青森市ホームページ内をご参照ください。

### 【提出先及びお問合せ先】

青森市環境部廃棄物対策課 廃棄物対策チーム マニフェスト担当  
〒030-0801 青森県青森市新町一丁目3番7号 TEL:017-718-1086  
haikibutsu-houkoku@city.aomori.aomori.jp

# (参考)産業廃棄物を正しく処理するために

## 産業廃棄物処理のチェックポイント

### 1 廃棄物の発生から保管まで

- 事業場から排出される廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物とに分けて扱っていますか。
- 特別管理産業廃棄物は、他の廃棄物と区別して保管していますか。
- 産業廃棄物の保管場所に掲示板を設置していますか。
- 保管は、囲いのある場所か、物置庫やコンテナ等を利用していますか。
- 保管場所で、はえ、蚊、汚水、悪臭等が発生しないように対策をとっていますか。
- 産業廃棄物は、処理基準に従って自ら処理するか、許可を受けた処理業者に委託していますか。
- 特別管理産業廃棄物を排出する事業場では、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置していますか。
- 多量排出事業者については、処理計画を策定していますか。

※多量排出事業者とは、産業廃棄物の発生量 1000t/年以上、特別管理産業廃棄物の発生量 50t/年以上の事業者です。

### 2 処理を委託する場合

- 収集運搬業者と処分業者とは、それぞれ委託契約を書面で結んでいますか。
- 収集運搬業者と処分業者の許可証の写しをもらっていますか。(委託契約書への添付が義務付けられています。)
- 収集運搬業者は、青森県(または青森市)と運搬先となる施設がある都道府県(政令市)で許可等を受けていますか。
- 処分業者は、施設のある都道府県(政令市)の許可を受けていますか。
- 収集運搬業者の許可の範囲として、委託する廃棄物の品目が取扱えるようになっていますか。(許可証の写しで確認)
- 処分業者の許可の範囲として、委託する廃棄物の品目が取り扱えるようになっていますか。(許可証の写しで確認)
- 委託契約書には、必要事項がすべて記載されていますか。

### 3 運搬する際に

- 産業廃棄物を引き渡す際に、必ず manifests を交付していますか。(manifests 未交付での引渡しは禁止です。)
- manifests には、必要事項をすべて記載していますか。記入が必要ない欄は、斜線で抹消していますか。
- 交付した manifests は、適正に運用されていますか。

### 4 manifests が戻ってきたら

- 交付した manifests は、定められた期限までに返送されていますか。
- 返送された manifests の処理業者の記入欄に、受託者の記入・押印が全てされていますか。記載内容や日付はおかしくありませんか。(記載内容を A 票と照合します。)

### 5 書類の管理について

- 交付した manifests A 票は、5 年保存するようにしていますか。(H23.4.1 以降、法改正による)
- 返送された manifests E 票の「最終処分を行った場所」に記載された場所は、処分業者との委託契約書に記載された場所と一致していますか。
- 返送された manifests は、返送されてから 5 年間保存するようにしていますか。
- 契約を終えた委託契約書は、5 年間保存するようにしていますか。

### 6 manifests の運用上の事故への対処

- manifests が定められた期限までに返送されていない場合、収集運搬業者や処分業者に催促していますか。
- 返送された manifests の記載内容等に誤りや漏れがあった場合、収集運搬業者や処分業者に記載を指示していますか。
- manifests の返送期限超過や、その他の使用方法及び記載内容に法律違反があった場合、行政に報告していますか。

★ 産業廃棄物の適正処理に係る基準の詳細などをもっと知りたい場合は、青森市が作成している「産業廃棄物適正処理ガイドブック」をご活用ください。廃棄物対策課の窓口で配布、または、青森市ホームページで確認できます。